

# 平成 27 年度税制改正に関する意見

平成 26 年 9 月 17 日

日本商工会議所

## 基本的な考え方ー4つの課題

### (成長戦略の担い手である企業の競争力強化による持続的な経済成長の実現)

わが国経済は大胆な金融政策、機動的な財政政策により、民間活動が活性化し、需要の増加が消費や新たな投資に結びつく好循環が実現しつつある。全体として、景気回復の道筋を辿りつつあり、20 年近くに及ぶデフレを脱却しつつある。一方で、地域の中小企業は、電力・ガス料金、仕入れ等のコスト増や、人手不足による人件費上昇等の厳しい経営環境に直面しており、中小企業における景況感の回復は力強さを欠いている。

景気回復を持続的な経済成長に結び付けるためには、成長戦略を着実に実行し、企業の競争力強化を実現する必要がある。成長戦略の実行の担い手は、経済の好循環の起点となる企業、とりわけ地域経済と雇用を支える中小企業である。法人税改革や規制改革を通じて、企業が活動しやすい事業環境を整備するとともに、企業自らがイノベーションを起こす必要がある。

### (わが国経済における中小・中堅企業の役割、重要性とその活力の強化)

中小企業の中には、高度な技術を有し、海外企業とも競争する等、成長を志向する企業が存在する一方で、高い雇用吸収力を有し、多くの中小企業を支え、地域の中核的な役割を果たす中堅企業や、地域住民の身近な暮らしや地域コミュニティと雇用を支える小規模企業も存在している。これら、多様な中小企業の存在が、わが国経済の成長の基盤となっており、地域を支える中小企業の成長が、日本経済の成長につながる。これは、中小企業基本法において「中小企業はわが国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものである」とされていることから明らかである。

中小企業は、約 3,200 万人の雇用を抱え、約 12 兆円にのぼる社会保険料や、従業員へ支払う賃金から発生する約 3 兆円の所得課税の負担をはじめ、法人税の約 3 割、消費税の約 5 割を担うなど、雇用や投資活動を通じて、地域経済や国民生活と財政に大きく貢献している。

### (地域経済の活性化と賑わいあるまちづくりの推進)

地域の活性化なくして、わが国の持続的な成長は実現できない。大都市への人口流出による地方の人口減少が、地域で活動する中小企業の活力を喪失させ、地域経済の疲弊を加速させている。喫緊の課題である地域の再生を実現するため、中小企業の活力強化を図り、地域経済を活性化し、地域における雇用を創出することで、若者の働く場を確保していく必要がある。農林水産業、観光資源、地方大学を核とした産学連携等、地域資源の活用による新たな付加価値創造を推進するとともに、地方自治体・地域住民と地域の中小企業が危機意識を共有し、行政サービスの集中と経済活動の集約・活性化を図り、コンパクトなまちづくりを実現すべきである。

### (持続可能な社会保障制度の確立ならびに「人口急減・超高齢社会」の克服)

17 年ぶりに国民や事業者に大きな負担を強いる消費税引き上げが実施されたが、持続的な社会保障制度の確立のためには、社会保障の重点化・効率化の徹底をはじめ、消費税引き上げの国民理解を得るための行財政改革の断行等、歳出面での改革が不可欠である。

少子化による「人口急減・超高齢社会」を克服するため、2020 年までに抜本的な対策を講じなければ、わが国は労働力人口の減少、経済成長の鈍化、地域社会の縮小、社会保障や国・地方財政の破たんリスクの高まりなど、厳しく困難な状況に直面することになる。

## 【目次】

基本的な考え方－4つの課題	...	1
<b>I. 中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする法人税改革</b>		
1. 法人実効税率は海外主要国並み 20%台へ引き下げるべき	...	3
2. 代替財源、課税ベースの拡大について	...	3
3. 赤字法人の多い理由が、法人成りした小規模企業であるとの指摘について	...	5
<b>II. 消費税引き上げに伴う課題</b>		
1. 社会保障・税一体改革の着実な実行	...	6
2. 消費税率 10%への引き上げの判断	...	6
3. 複数税率の導入は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いることから断固反対	...	6
4. 円滑な価格転嫁の実現	...	8
5. 二重課税の見直し	...	8
6. 国境を超えた役務の提供等に対する消費税制度の見直し	...	8
<b>III. 円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し</b>		
1. 事業承継税制の抜本的な見直し	...	9
2. 分散した株式の集中化を図る税制措置	...	10
3. 取引相場のない株式の評価方法の見直し	...	10
4. 事業承継税制の活用に向けた改善	...	10
5. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し	...	11
6. 相続時精算課税制度の見直し	...	11
7. 個人事業主の事業用建物等についての特例の創設	...	11
<b>IV. 中小・中堅企業の活力強化に資する税制</b>		
1. 企業の成長を後押しする税制の拡充・本則化	...	12
2. 新規創業促進ならびにベンチャーを後押しする税制	...	12
3. イノベーションの促進に向けた税制措置の拡充	...	13
4. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止	...	14
5. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充	...	14
6. 人材投資を促進する税制措置	...	15
7. 企業の活力強化を促す税制	...	16
8. 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充	...	17
9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置	...	18
<b>V. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置</b>		
1. 内需拡大に資する税制措置	...	20
2. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革	...	22
<b>VI. 納税環境整備の充実</b>		
1. 中小企業の納税負担軽減措置の創設・手続きの簡素化	...	24
2. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき	...	24
3. 社会保障・番号導入時の納税協力負担を軽減すべき	...	25
4. 不納付加算税の軽減	...	25
5. 租税教育の充実	...	25
6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充	...	25
<b>経済活動・国民生活に資する税制</b>	...	26

## **I. 中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする法人税改革**

### **1. 法人実効税率は海外主要国並み 20%台へ引き下げるべき**

わが国経済の持続的な成長を実現するためには、高い技術力を保有し、世界的に高い市場シェアを有するなど、海外市場で競争する中堅・中小企業の競争力強化や、地域の中小企業を支え、高い雇用吸収力を有するなど、地域経済に大きな貢献をしている地域の中核企業の成長の喚起が必要である。

グローバル競争が進展する中、諸外国が法人実効税率を引き下げており、わが国の法人実効税率（約 35.6%）は国際的に見て未だ高い水準にある。企業の国際競争力の強化や、対日投資を拡大するため、諸外国との競争条件のイコルフットィングの実現は急務である。

安倍総理が提唱する「企業・人が最も仕事をしやすい国」を実現し、経済の好循環を確立するため、法人実効税率を海外主要国並みの 20%台へ引き下げるべきである。

法人所得 800 万円以下の中小企業は 50 万社に達し、海外製品・サービスとの競争に晒されていることから、中小法人の軽減税率についても、海外との競争に打ち勝てる水準の 10%まで引き下げ、適用所得金額を拡大すべきである。

### **2. 代替財源、課税ベースの拡大について**

法人実効税率引き下げの代替財源は、単年度の法人課税の枠内で税収中立を図るのではなく、徹底した歳出削減に取り組むことはもとより、予算全体の中での財源確保や、複数年度における経済成長の果実を活用すべきである。

そのため、今後の経済・財政運営においては、成長産業への集中的な投資による民間投資の拡大や、創業促進、新市場開拓など、成長・競争力重視の政策の実行により歳入増を図り、中長期的な財政健全化を進めていくことを基本とすべきである。

課税ベースの拡大については、単なる財源確保といった観点での検討は適切ではない。地域を含めた経済への影響、国際的な整合性、企業の成長への後押し、中小企業の経営への影響、制度の簡素化や公平性等のさまざまな視点から慎重に検討すべきである。

#### **(1) 中小企業は、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献。地方税も応分負担**

厳しい経済状況の中、中小企業は、赤字法人であっても、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献し、地方税も応分負担している。

中小企業は全体の雇用の 7 割を抱え、社会保険料の事業主負担分は民間事業主拠出分の約 5 割の約 12 兆円を負担している。また、中小企業が従業員に支払った給与から発生する所得税は、全法人の約 4 割の 3 兆円に達し、地方税においても約 4 割を負担している。

#### **(2) 外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対**

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が 8 割にも達し、損益分岐点比率が 9 割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人 177 万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制

し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

なお、全国知事会の要望（「法人実効税率見直しに関する提案」平成26年5月）においても、中小法人への外形標準課税への拡大については、慎重に検討すべきとの提言がなされている。

### （3）中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。中小企業は、損益分岐点比率が9割にのぼり、景気変動や売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。

国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約92万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

### （4）中小企業の成長を後押しする租税特別措置等は制限すべきではない

大企業並みの所得を得ている企業が租税特別措置を利用しているとの指摘があるが、大企業の平均所得が約15億円であるのに対し、所得が10億円を超える中小企業は、1万社に3社、全体で約750社程度と推計され、僅かの数である。

毎年、同規模の所得を得ているわけではなく利益の額は変動するため、単年度の所得をもって、租税特別措置法等の利用制限を行った場合、中長期での税制適用の見通しを不確実なものとし、予見可能性が損なわれる。中長期的な経営判断が必要な設備投資や人材投資、雇用の増加等に重大な影響を及ぼすことから、中小企業の成長を後押しする租税特別措置等の適用に所得制限を設けるべきではない。

### （5）減価償却方法の見直しについて

I F R S（国際会計基準）の導入や事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計を採用していない。え、大多数が定率法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、キャッシュフローが減少し再投資が困難になる、返済余力が縮小し金融機関からの借り入れ枠が減少する等、中小企業の経営に与える影響は大きい。

償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していない等の問題点が指摘されており、減価償却方法の見直しにあたっては、こうした中小企業の設備投資の実態を踏まえたうえで慎重に検討すべきである。

### （6）中小企業の成長の基盤となる資本の蓄積を阻害する留保金課税の拡大には反対

激しい経済変動に対応し、安定した経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。留保金課税の中小企業への適用拡大は、中小企業基本法の「国は中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、租税負担の適正化その他必要な施策を講ずる（第26条）」に反しているものである。自己資本の充実を抑制し、企業の成長を阻害する

留保金課税の拡大は断固反対であり、むしろ廃止すべきである。

### (7) 地方税の損金算入の見直しについて

法人事業税や固定資産税は事業に関連して発生する税であり、費用性があることから損金算入が認められているところであるが、地方自治体による超過課税や減免制度により、国税の課税ベースや、他の地域の税収に影響を与えるため、地方税を損金不算入とすることが検討されている。地方税の損金不算入措置は課税ベースを拡大し、法人実効税率を引き上げることから、法人実効税率の引き下げとあわせて議論が必要である。一方で、地方税を損金不算入とし、法人実効税率のみ引き下げた場合、中小法人の軽減税率を適用している所得 800 万未満の中小法人や赤字法人には減税効果がなく、税負担が増加することになる。そのため、法人事業税をはじめ地方税の損金不算入措置については、課税所得の少ない中小企業に負担が偏らないように、中小法人の軽減税率の引き下げとあわせて議論すべきである。

### 3. 赤字法人の多い理由が、法人成りした小規模企業であるとの指摘について

欠損法人数が多い原因として、節税目的で法人成りした個人事業主と同規模程度の小規模企業の存在が指摘されているが、もともと法人制度は、経済活動を円滑に行うために作られた極めて優れた制度であり、法人形態を選択すること自体は何ら問題ない。

法人形態を選択する理由は、金融機関や取引先からの要請など、継続的な取引の観点から社会的信用の向上を求められる点にある。国の政策においても、平成 18 年 5 月の会社法施行により、最低資本金制度が撤廃され、資本金 1 円でも会社を設立することができるようになるなど、法人化を支援する方向で法整備が行われてきた。

節税目的で法人成りを選択しているのではないかという点については、①そもそも、小規模企業の平均役員数は 1.8 人、平均役員給与は約 500 万円と極めて低い水準にあり、過大に役員報酬を得ていない。②役員給与は事前に税務署に届出を行っており、収益状況によって役員給与を期中に変更することはできない仕組みになっており、仮に過大な役員報酬を計上した場合は税務当局による取り締まりなど、税務執行面で対応する問題である。③個人事業主と企業の比較については、給与所得控除を含めた税負担だけでなく、社会保険料負担、申告・記帳の負担、会計の透明性の差異などを含め、総合的に検討すべきである。

なお、中小企業は、毎年 9 万社を超える登記がありながら、企業数自体は横ばいで推移しており、新陳代謝が相応に進んでいると考えられる。また、個人事業主で将来の法人成りを予定している事業者は総務省の調査によると、約 1% であり、ごく一部の企業のケースを取り上げて、全体の制度の変更を図ろうとすることは不適切である。

## **Ⅱ. 消費税引き上げに伴う課題**

### **1. 社会保障・税一体改革の着実な実行**

社会保障制度は、社会を安定化させ、経済の活力を強化する基盤である。将来世代に負担を先送りせず、持続可能な社会保障制度の確立のため、社会保障給付の重点化・効率化の徹底を図り、消費税率 10%の範囲内で一定期間は持続可能となる全体をパッケージとした改革の断行が必要不可欠である。

今回の1年半という短期間で二度にわたる消費税率の引き上げは、国民・事業者に大きな負担を強いることになる。他方、労働力人口が減少し、団塊の世代がすべて前期高齢者に入る時代を目前に控える中、引き続き、「重点化・効率化」を軸とした年金・医療・介護等の各制度の改革を着実に実行するとともに、消費税引き上げへの国民の理解を深めるため、行財政改革の断行など歳出面の抑制に取り組むことが強く求められる。

### **2. 消費税率 10%への引き上げの判断**

消費税率 8%への引き上げに際し、約5兆円規模の経済対策パッケージの策定による経済の支えや、消費税転嫁対策特別措置法の制定等による円滑な価格転嫁に向けた取り組みにより、日本商工会議所が本年5月に行った調査では、6割を超える中小企業が8%への引き上げ分を全て価格転嫁できたと回答しており、平成9年の5%への引き上げ時に比べ、円滑に転嫁が進んでいる。一方で、なお1割の中小企業が全く価格転嫁できていない状況にある。とりわけ、対消費者取引の事業者は全て価格転嫁できたと回答した割合が5割と低い結果にとどまっており、売上規模が小さな事業者ほど転嫁が困難であると回答している。

消費税率 10%への引き上げは、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、わが国にとって重要な判断となる。平成26年7-9月期以降の景気の持続的な回復軌道の維持が不可欠であり、経済状況の推移や価格転嫁の実現状況を詳細に分析し、経済の環境整備に万全を期すべきである。

消費税率 10%の引き上げにあたっては、円滑な価格転嫁に向けた取り組みを継続するとともに、持続的な経済成長を実現するための成長戦略の着実な実行による企業の競争力強化はもとより、消費税引き上げ後の景気の下振れをカバーする景気・経済対策の実施が必要である。

### **3. 複数税率の導入は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いることから断固反対**

消費税の複数税率については、平成26年度与党税制改正大綱において「必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。」とされ、与党税制協議会より、線引きについての考え方、8つの線引き案、4つの区分経理案が提示されているが、以下の理由により、複数税率制度は導入せず、単一税率を維持すべきである。

#### **(1) 複数税率は社会保障制度の持続可能性を損なう**

複数税率は、高所得者ほど大きな恩恵を受けるため、逆進性対策としては非効率である一方、大幅に社会保障財源の減収を招き、社会保障制度の持続可能性を損なう。

失われた社会保障財源を新たに補うためには、社会保障給付の削減や、消費税率の再引き上げが必要となる。赤字国債を発行することになれば、国民や将来世代に別の形で負担を強いることになる。

低所得者対策としては、真に必要なものに対して、きめ細かな現金給付で対応すべきである。

## (2) 対象品目の線引きが不明確で、国民・事業者に大きな混乱を招く

与党税制協議会において、対象範囲として、8種類のパターンが提示されているが、いずれの場合も軽減税率の対象品目となるか線引きが不明確であり、国民・事業者双方に大きな混乱を与えることになる。

線引きによって類似の品目でありながら公平な取扱いをすることが困難となる事例が多く発生し、国民の不満を招くとともに、事業者間の競争を阻害する。

EU諸国等では大きな混乱が生じており、レポート等で数多くの問題点が指摘されている。

## (3) 新たな区分経理の事務や、インボイスの導入により、大きく事務負担が増加する

### ①区分経理の事務の発生による負担の増加

約8割の小規模企業は、帳簿を税込価格で記帳（税込経理）し、売上高・仕入高の年間合計額に8/108を乗じて、消費税の計算・申告をしている。複数税率が導入されると、品目別に税率を判断して、記帳する区分経理の事務が新たに発生する。

与党税制協議会において、区分経理の仕組みとして4パターンが提示されているが、請求書等保存方式・インボイス方式どちらの方式を採用しても、品目毎に税率が異なることから、見積りから納品・請求に至る取引の各段階、記帳から納税事務まで、現行に比べて大きく事務負担が増加する。

とりわけ、規模の小さい事業者ほど、経理事務でITを利用していない実態（売上高1千万円以下で約6割）があり、新たな区分経理に対応することは困難である。

請求書等保存方式を採用し、請求書の発行を義務付けた場合は、対消費者向けの現金取引等において、現在は発行を求められていない帳票類についても、作成・管理・保存が必要となり、事務負担が大きく増加する。

### ②インボイス導入は、企業に極めて重い事務負担を強いる

インボイス方式を導入した場合には、インボイスに記載された税額を記帳しなければならず、税込経理方式による消費税の経理事務が困難となるため、税抜きの記帳が必要となる。また、納税時においては、売上と仕入のインボイスに記載された税額をそれぞれ積み上げ、その差額を納税することになるため、現在の法人税・所得税の帳簿による計算とは別に消費税の税額計算を行わなければならなくなる。そのため、インボイスを導入した場合、請求書等保存方式に比べて極めて重い事務負担を強いられることになる。

### ③インボイスが導入されると、500万を越す免税事業者が取引から排除され、課税事業者を選択することを強いられる

インボイスが導入されると、免税事業者は税額欄にゼロを記載する必要があるため、取引先は仕入れ税額控除ができなくなる。一方で、免税点制度への誤解から、消費者から消費税率分の不当な値引き要求等を受ける懸念がある。そのため、500万を超える免税事業者は取引から排除され、課税事業者を選択せざるをえなくなる。

### ④インボイスが導入されると、徴税側の事務負担も増加する

インボイスは仕入れ税額控除のための証書であるため、欧州等では偽造インボイスを利用した国境を跨ぐ不正事件が横行し、税務当局による取り締まり強化等により徴税側の事務負担が増加している。

### ⑤複数税率が導入されると、事務負担の軽減という簡易課税制度の意義が失われる

簡易課税制度においては、みなし仕入れ率を設定する際に、業種区分を細分化することが想定される（ドイツでは40区分）。制度が複雑化すると、事務負担の軽減という簡易課税制度の意義が失われる。

## 4. 円滑な価格転嫁の実現

### (1) 価格転嫁対策特別措置法に基づく、実効性の高い価格転嫁対策

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現に向け、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。全国の商工会議所では、消費税引き上げ前後において、60万を越す事業者からの相談に応じるなど、円滑な価格転嫁の実現に取り組んできた。

公正取引委員会・中小企業庁の指導・勧告により対事業者間取引における転嫁拒否等の行為は一定の抑止効果が効いていると考えられるが、一方で、対消費者取引や、規模の小さな事業者ほど転嫁が困難であることが実態であり、商工会議所には転嫁拒否等の行為についての相談が引き続き寄せられている。

政府は引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を行うべきである。

### (2) 価格転嫁に効果の高い外税表示選択の恒久化

消費税の価格転嫁の調査結果において、4割を超える事業者が「外税取引や外税表示のため、税額を引き上げることが可能であった」と回答するなど、外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。

一方で、外税表示の選択は時限措置であることから、事業者は平成29年3月31日までに税抜き表示から総額表示に切り替える必要がある。消費者に対して、価格を一気に10%引き上げたかのような印象を与えるため、売上を維持するためには税込価格を引き下げなければならなくなり、消費税の価格転嫁に影響するとの懸念の声が、小売業や卸売業の事業者を中心に商工会議所へ寄せられている。

消費税引き上げ後も、消費者の消費税への認識を高め、円滑な価格転嫁を実現するために、転嫁対策特別措置法の期限切れとなる平成29年4月以降においても、外税表示を認め、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

## 5. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、自動車取得税、酒税等との二重課税の問題があり、今回の消費税の引き上げの機会に、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

①印紙税

②石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）

③自動車に課せられる税（自動車取得税の着実な廃止、自動車重量税※）

※自動車重量税は自動車税との二重課税

④嗜好品に課せられる税（酒税等）

⑤その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

## 6. 国境を超えた役務の提供等に対する消費税制度の見直し

現在、海外からのインターネット等を通じた役務提供には消費税が課せられておらず、同様の役務を提供している国内企業は不利な競争環境に置かれている。国境を超えた消費税制度は、早急に見直し、国内取引と同様に消費税を課税すべきである。制度の見直しにあたっては、中小企業に過度の事務負担を強いることのないように配慮すべきである。



### Ⅲ. 円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

60歳以上の経営者の割合は20年前の29.8%に対して、2012年には51.8%にまで増えており、経営者の高齢化が進んでいる。経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳となっており、今後10年間で、5割を超える現経営者が平均引退年齢にさしかかり、事業承継のタイミングを迎えることと予想される。一方、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも、廃業や海外企業への株式売却を検討する中小企業も少なくない。中小企業は地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を果たしており、わが国の経済成長の実現のためには、中小企業が事業を継続し、保有する経営資源を次代に繋ぎ、成長していくことが必要不可欠である。

経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価が高くなり、中小企業の事業承継を困難にしている。経営者が交代する際、非上場株式を売却することなく代表者に承継し、実態として交代前と変わらないにも関わらず、多額の相続税・贈与税負担が課せられることは適切でない。既に分散している株式の集中化や、後継者以外の経営に係らない相続人への事業用資産の分散の防止等、事業承継にあたって中小企業が乗り越える課題は多岐にわたっている。

そのため、中小企業の多様なニーズ、急激に進む経営者の高齢化、労働力人口の減少等雇用環境の変化、事業承継の形態の多様化といった経営承継円滑化法施行時からの状況の変化に対応すべく、事業承継税制の抜本的な見直しを早急に図る必要がある。

中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要がある。

#### 1. 事業承継税制の抜本的な見直し

##### (1) 発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の100%への拡充

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数の3分の2までとする上限があるが、これを撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。相続時に実質的に売却困難である3分の2を超える株式は相続税負担がかかるため、事業の円滑な承継が困難となっている。

##### (2) 相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げについて、早急を実現すべきである。発行済議決権株式の総数等の3分の2までとする上限かつ80%の納税猶予では、結果として猶予効果は半分(約53%)にとどまり、効果が薄いことが利用が進まない原因の1つとなっている。

##### (3) 兄弟等複数人での承継の対象化

人材に限られる中小企業においては、兄弟等で経営を行っている場合が少なくない。現行制度では後継者を1人に選定しなければ納税猶予制度を利用することは出来ないが、後継者の選定を税制で歪めるべきではない。

他方、経営資源としての議決権株式の分散を防止し、安定的な経営を継続することは重要である。このため納税猶予制度の特例として、兄弟等で経営を行っている場合は、猶予対象となる後継者を「常勤で代表権のある者」まで拡大し、複数人での承継を認めるべきである。

## **2. 分散した株式の集中化を図る税制措置**

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面負担で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方式(配当還元方式)での買い取りを認めるとともに、発行会社が買い取る場合の譲渡株主(個人)のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へののみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

将来的には、事業用資産を後継者へ集中させるため、相続税の課税方式のあり方も併せて検討が必要である。

## **3. 取引相場のない株式の評価方法の見直し**

取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。後継者が価値ある企業の経営資源を円滑に承継し、雇用や投資を通じて企業の成長を図る観点から、配当還元方式や、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式、収益還元方式、類似業種比準方式など多様な評価方法を検討し、事業の継続を前提として、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すべきである。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族、3親等内の姻族」は、親族関係が希薄化した現在では馴染まないため、早急にその範囲を縮小すべきである。

## **4. 事業承継税制の活用に向けた改善**

### **(1) 贈与税猶予制度の見直し**

贈与税の納税猶予制度については、贈与者(先代)の死亡後に相続税の納税猶予制度へ切り替えて、納税猶予を継続させる仕組みである。しかし、先代が健在でいる間に2代目後継者の高齢化も進み、3代目に事業承継した方が事業の安定的な継続に資する場合であっても、現行制度では、先代が存命の場合には、3代目に譲り渡した時点で贈与税の納税猶予が打ち切りとなる。2代目後継者が5年間の事業継続期間において各種要件を満たした場合については、先代の死亡を待たずに3代目へ生前贈与し、贈与税の納税猶予の適用を3代目に引き継ぐことを可能とすべきである。

### **(2) 事前確認制度の利用促進に向けた措置**

平成25年度税制改正において、経済産業大臣の事前確認が不要となったことから、中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じている。

相続開始前に事業承継に向けた取り組みを促進させるため、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与えるような措置を講じるべきである。

### **(3) 贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置**

贈与税の納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、5年以内の取消しは納税猶予開始後、5年経過後の取消しは5年経過後の期間について利子税

が付加されるため、事業承継が極めて困難になる。認定取消し時のリスク軽減を図る観点から、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

#### (4) 民法特例の見直し

平成25年度税制改正により、平成27年1月からは親族外承継についても事業承継税制の対象とされたところであるが、経営承継円滑化法の遺留分に関する民法特例については、後継者は現経営者の推定相続人であることとされており、親族外の第三者が後継者となる場合の事業承継については、本特例の適用を受けることができない。

親族外承継が増加する中、親族外承継に対する支援措置を拡充することにより、中小企業の事業の継続を図り、雇用の維持・創出に繋げることが重要であるため、親族外承継についても民法特例を適用すべきである。

#### (5) 雇用要件の緩和

日本の人口は減少局面を迎えており、労働力人口割合も減少を続けている中、雇用を維持し続けることは、今後、一層厳しくなることが予測される。

現在、常時使用する従業員は厚生年金保険の被保険者とされているところであるが、業種や規模によっては要件を満たすことが困難であることから、従業員の算定基礎を柔軟に検討すべきである。

#### (6) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

### 5. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設(減額は担保に入っている借入金の総額を上限)等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

### 6. 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることが可能であるが、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を認められていない。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

### 7. 個人事業主の事業用建物等についての特例の創設

個人事業主については、小規模宅地の特例があり、有効に活用されてきたところであるが、地方においては、資産における建物の割合が高く、個人事業主の事業承継の大きな阻害要因となっている。そのため小規模企業の約6割を占める個人事業主に係る事業承継の円滑化のため、個人事業主の事業用建物に係る相続税を軽減する措置を講じるべきである。

## **IV. 中小・中堅企業の活力強化に資する税制**

### **<中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする税制の拡充・本則化>**

#### **1. 企業の成長を後押しする税制の拡充・本則化**

##### **(1) 商業・サービス業活性化税制の拡充・本則化**

消費税の10%への引き上げが予定される中、商業・サービス業を営む中小企業等の経営改善に資する設備投資を後押しするため、償却率(30%)および税額控除率(7%)の大幅な引き上げを行った上で、本則化すべきである。

##### **(2) 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長**

売掛金等の債権が貸倒れた場合のリスク軽減に寄与していることから、中小企業等の貸倒引当金については、適用期限を延長すべきである。

##### **(3) 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長**

エネルギーコストの軽減を通じて、中小企業の経営の安定、地域経済の発展に寄与していることから、軽油引取税の課税免除の特例措置については、適用期限を延長すべきである。

##### **(4) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長**

中小企業の担保保証費用の負担を軽減し、資金繰りの円滑化に寄与していることから、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置については、適用期限を延長すべきである。

##### **(5) 環境・新エネルギー等への取り組み促進に資する税制措置**

エネルギーの安定供給確保が急がれる中、企業のグリーン投資のさらなる活発化を図るために、即時償却の対象範囲を拡大するなど、グリーン投資減税の拡充・延長を図るべきである。また、エネルギーの安定供給の確保の観点から、コージェネレーションに係る固定資産税の課税標準の特例措置については、適用期限を延長すべきである。

##### **(6) 個人事業者の税負担の軽減**

個人事業者は、地域社会に根付き、雇用を支える存在として、重要な役割を果たしている。個人事業者の経営基盤の強化を図るため、中小法人の軽減税率の引き下げにあわせて、事業主報酬の損金算入化、青色申告控除(65万円)や個人事業税の事業主控除(290万円)の拡充等、個人事業者の税負担の軽減を図るべきである。

#### **2. 新規創業促進ならびにベンチャーを後押しする税制**

開業率が廃業率を下回る状況が続いており、わが国の企業数は2009年からの3年間で約35万社が減少している。企業数の減少に歯止めをかけ、経済活力を維持するためには創業の促進が不可欠である。創業は、産業の新陳代謝をもたらし、経済活力を増大するのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものである。開業率10%台の目標達成に向け、創業マインドの醸成や、創業準備段階から強力なサポートを実施するとともに、税制面から強力に支援していくことが必要である。

とりわけ、創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓資金等に多額の資金が必要な一方、創業後は十分な資金を調達することが困難なケースが多い。果敢にチャレンジする企業が苦難を乗り越えて成長していけるよう、以下の措置が必要である。

### (1) 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業する中小企業の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、創業後5年間の法人税免税、社会保険料の減免措置を図るべきである。

### (2) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000万円)の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

### (3) エンジェル税制の利用促進に向けた運用改善・適用要件の拡充

#### ①エンジェル税制の利用促進に向けた運用改善

成長途上にある企業へのリスクマネーの供給を増加させるためには、適用件数が低迷しているエンジェル税制の利用促進が不可欠である。まずは、ベンチャーキャピタルをはじめ金融機関や専門家と連携し、エンジェル税制適用企業の事前確認制度の周知や、事前確認企業の投資家への広報を強化するなど、運用面の改善が求められる。

#### ②エンジェル税制の適用要件の拡充

ベンチャー企業への投資拡大の観点より、適用企業要件である売上高成長率(25%超)の引き下げや、創業3年以内を5年以内に延長する等の要件緩和を図るとともに、農業や環境等の成長産業への投資促進を図る措置を講じるべきである。

一方で、個人投資家の投資意欲を喚起する観点から、投資額の所得控除の上限額(総所得金額の40%もしくは1,000万円のいずれか低い方)を引き上げるとともに、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算の実現を図るべきである。

## 3. イノベーションの促進に向けた税制措置の拡充

競争力の強化に向け、自らの強みや特性を最大限に活かして行う独自技術の確立や、市場ニーズをとらえた製品開発など、中小企業のイノベーションの促進に向けた取り組みを大胆に支援することが必要である。

### (1) 研究開発投資促進税制の拡充・本則化

わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しし、グローバル競争に打ち勝つために、研究開発投資促進税制について、以下に掲げる措置を講じるべきである。

①研究開発投資の底上げのため、平成25年度税制改正で拡充された総額型の税額控除上限は、30%で恒久化すべきである。

②オープンイノベーション(特別試験研究費)の範囲に、中小企業に支払った技術ライセンス料および特許譲受対価を追加すべきである。また、控除率について、現行の12%から60%へ引き上げるとともに、控除上限の別枠化を図るべきである。

③中小企業の知的財産権の国内保有を推進するため、パテント・ボックス税制(知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用)を早急に創設すべきである。

④中小企業の研究開発を後押しするため、中小企業技術基盤強化税制を拡充し、税額控除率(12%)を引き上げるべきである。

⑤安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乘せして税額控除を可能とする措置を創設すべきである。

## (2) 研究開発投資促進税制の中小企業を対象とした運用面の大胆な改善

経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とすることや、従業員の研究開発活動割合が80%以上である場合に、その従業員に係る賃金の全てを人件費の対象とするなど、大胆に運用面を改善すべきである。

また、試験研究費の対象費目（製造原価）を明確化することが、利用促進には必要不可欠であり、テンプレート等の作成や、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべきである。

## 4. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止

### (1) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止する必要がある。特に、機械・装置に係る固定資産税については、中小企業の前向きな成長を阻害するものであることから、早急に廃止すべきである。少なくとも、免税点（150万円）の引き上げを図るべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

### (2) 企業の前向きな投資を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。

さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業の成長に向けた前向きな活動を阻害している。中小企業の成長を阻害している事業所税は、早急に廃止すべきである。

## 5. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込んで成長していくことが重要となっている。

海外展開を行う中小企業数は、国内事業のみを行う企業と比べ、海外展開を行う企業は、国内での売上や雇用の拡大を実現し、国内の経済成長に大きく貢献している。

しかしながら、海外展開には、格段に大きな困難が伴うため、中小企業の海外展開を後押しするとともに、海外展開後に国内へ利益を還流し、国内の経営基盤強化を支援する税制措置が必要である。

### (1) タックスヘイブン対策税制のトリガー税率の引き下げ（20%→18%）

タックスヘイブン対策税制の軽課税国の判定基準は、平成22年度税制改正において25%か

ら 20%に引き下げられたが、その後、アジア諸国や欧州等では法人税率を引き下げる動きが加速化している。

特に、中小企業の進出の多いタイは 2013 年より 20%に引き下げられ、タックスヘイブン対策税制の対象国となることから、適用除外基準に該当する証明資料の作成等、経営資源の乏しい中小企業においては、重い事務負担が課せられることになる。

中小企業の海外展開を推進する観点から、タックスヘイブン対策税制のトリガー税率を現行の 20%から 18%程度まで引き下げるべきである。

## (2) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、以下に掲げる税制措置が必要である。

### ①中小企業における受取配当金の全額益金不算入の実現

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進させるため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として 5%分が相殺され 95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

### ②租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明な P E 課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

### ③外国税額控除の抜本的な見直し

企業の国際競争力維持・強化のため、国際的な二重課税は完全に排除する必要がある。帰属主義の導入により、本店に帰属しない所得に対して課税する 90%シーリングは整合性が取れないため撤廃すべきである。また、外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の 3 年から米国並みの 10 年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

## (3) 中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除の創設

経営資源が限られている中小企業においては、海外展開への取り組みは、困難かつ相当な費用やリスクを伴う。中小企業の海外展開・販路拡大を強力に後押しする観点から、海外の見本市や商談イベント等に要する費用、F/S（フィービリティ・スタディ）調査等の海外進出の事前調査に係る費用、海外展開支援専門家のコンサルティング費用、販売促進に係る費用等を税額控除可能とする制度を創設すべきである。

## 6. 人材投資を促進する税制措置

### (1) 雇用促進税制の拡充

雇用促進税制の利用を阻害しているとの指摘が多い、適用年度開始後 2 か月以内のハローワークへの「雇用促進計画」提出の要件を撤廃すべきである。

## (2) 人材教育や採用活動に伴う費用の一定割合の税額控除

中小企業は雇用の約7割を占め、地域経済社会を支える基盤である。経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要である。中小企業の採用活動に伴う費用や、教育訓練費の一定割合を税額控除する制度を創設すべきである。

## (3) 社会保険料事業主負担分の一定割合を減免する措置

中小企業の雇用の安定化を支援するため、新規創業・ベンチャー企業や継続的に従業員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の事業主負担分の一定割合を減免する措置を創設すべきである。

## 7. 企業の活力強化を促す税制

### (1) 会社法の見直しにおける監査役設置会社の登記に関する登録免許税の非課税措置を

平成25年6月に成立した会社法の一部を改正する法律により、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に登記することが盛り込まれた。当該改正による中小企業への影響は約100万社にも及ぶが、会社の実態が何ら変わらないにも係らず、法改正により本来必要でない登記申請が義務付けられることになる。そのため、会社法の一部を改正する法律の施行後に当該登記を行った際の登録免許税については、非課税とすべきである。

### (2) 地球温暖化対策税の見直し

平成26年度税制改正において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行うこととされた。

しかしながら、震災後、電気料金・エネルギーコストの高騰や供給不安が企業規模を問わず、新たな投資や雇用の拡大を阻害しており、現下のエネルギーコストを取り巻く現状に鑑みれば、さらなる税率引き上げや森林吸収源対策への使途拡大はすべきではなく、むしろ税率の引き下げを検討すべきである。

### (3) 市場開拓や販売促進費用の一定割合の税額控除

中小企業が事業を拡大し、収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資等により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設が必要である。

### (4) 経営力向上に資する税制措置の創設

中小企業の収益性を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

### (5) 印紙税は速やかに廃止すべき

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等



の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

## (6) 企業年金の拡充

将来的な公的年金のスリム化が懸念される中、自助努力の仕組みとして企業年金制度の重要性がますます高まっており、多くの中小企業が企業年金制度を導入できる柔軟な仕組みの構築が必要である。とりわけ税制面においては、確定給付企業年金（DB）の将来の積立不足に備え、企業の実情に応じて、掛金の拠出拡大を一定の範囲内で認めることや、企業規模の拡大等により中小企業退職金共済から脱退する場合の資産移管を確定拠出年金にも認める措置を講じるべきである。

また、企業年金の持続性・健全性を著しく損なう企業年金積立金に対する特別法人税は、撤廃すべきである。

## (7) 役員給与の全額損金算入化

役員給与については、税務上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中で改定を事業年度開始から半年後まで認めることや、引き下げについては柔軟に認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

## 8. 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充

中小企業は、地域経済の活力維持や雇用確保等といった重要な社会的機能を持つ。しかしながら、中小企業の多くは経済政策の恩恵を十分に受けることができず、また消費増税の影響もあることから、依然として厳しい経営環境にあると考えられる。以上を勘案すると、中小企業の事業再生・継続や、競争力の強化に向けた事業再編への取り組みを力強く後押ししていくべきと考える。

### (1) 協議会関与の下での事業再生における資産評価損益の計上要件等の緩和

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って協議会版DDSによる再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」（策定手順）に従った資産評価が実施されることのみを要件として、別表添付方式によって資産の評価損益を損金及び益金に計上し、かつ一定額を限度として特例欠損金を青色欠損金に優先して損金算入することを認めるべきである。

### (2) 協議会関与の下での「一定の私的整理」要件の緩和を

特に小規模な再生企業の事業再構築を積極的に後押しするため、中小企業再生支援協議会関与案件については、一定の要件の下で、一の金融機関等により行われる債権放棄等であっても、資産の評価損益の損金及び益金算入並びに特例欠損金の優先的損金算入を認めるべきである。

### (3) 事業再生に係る固定資産税の減免措置の創設

事業再生の局面においては、再生企業の資産価値を時価に再評価し、時価が簿価よりも低い場合には評価損について損金算入が認められているが、固定資産税の評価基準においては、これらの実態に即した評価替えが行われておらず、再生に取り組む企業にとっては過度な負担となっている。特に、地方においては、中心市街地に巨大な空きビルが取り残される等、地域活性化に対して大きな阻害要因になっている。このため、中小企業再生支援企業議会等が策定する合理的な再生計画において適切な資産査定が行われている場合には、減価償却資産（建物・設備等）に係る固定資産税の軽減措置を認めるべきである。

### (4) 債務超過会社に対する貸付金債権について、相続税法上の評価減要件の緩和

中小企業においては、同族関係者が当該企業へ個人資金を貸し付けることで、資金繰り支援を行っていることが多い。中小企業再生支援協議会等が策定する合理的な再生計画に基づく場合は、債務超過会社に対する同族関係者からの貸付金を、一定の要件の下で、相続税評価額をゼロにする施策を講じるべきである。

## 9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

地域の中核的な役割を果たす中小・中堅企業（資本金1億円超10億円以下）は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの小規模企業や中小企業とその従業員や家族を支えている。こうした中核的な役割を果たす企業は、財務面において安全性を重視し、成長に向けた取り組みに挑戦しない傾向が強まっている。地域を牽引する原動力となる役割を果たすため、金融面での支援とともに、租税特別措置による研究開発や投資の促進など、成長に向けた取り組みを後押ししていくことが極めて重要である。

### (1) 中小企業基本法を念頭に税法の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）

ものづくり企業を中心として、下請け企業から独立企業への移行を模索し、厳しい経営環境の中で成長・発展を図る中小企業が多く存在しており、こうした中小企業のさらなる成長を後押しするための施策として、研究開発や設備投資等に対する租税特別措置が重要である。

しかし、税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、対象とならない者が存在する。中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

### (2) 中堅企業（資本金3億円超10億円以下）の成長を喚起する税制措置

地域経済を牽引する中堅企業（資本金3億円超10億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。

中堅企業に対して、例えば、研究開発税制の深掘り部分（12%）や中小企業投資促進税制をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

### (3) 欠損金繰戻還付制度の適用対象の拡大

地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大すべきである。

#### (4) 資本金 1 億円超の同族会社に対する留保金課税の廃止

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する、資本金 1 億円超の同族会社に対する留保金課税は廃止すべきである。

## V. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置

### 1. 内需拡大に資する税制措置

#### (1) 内需拡大に資する住宅税制の延長（住宅取得資金の非課税特例等）

経済成長や景気回復のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。住宅は購入価額が高額であるため、消費税負担が重く、消費税引き上げによる駆け込み需要と反動減の影響が大きい。平成 26 年 4 月の消費税率 8 %への引き上げに伴い、特に、戸建注文住宅は昨年 10 月以降 2 ケタの大幅な落ち込みが継続しており、地域経済や雇用、中小企業への影響が顕在化している。消費税率 10%への引き上げの際には、住宅の取得に係る負担を増加させないよう実効性のある措置を講じるべきである。

##### ①住宅取得等資金への非課税制度の拡充・延長

若年層の住宅資金への支援を行う観点から、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度は、非課税限度額を 3,000 万円に拡充のうえ延長するとともに、相続時精算課税の選択の特例を延長すべきである。

##### ②土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税率の軽減措置は延長すべきである。

##### ③住宅の登録免許税の軽減措置の延長

住宅用家屋の所有権の保存ならびに移転登記に係る登録免許税の軽減措置は延長すべきである。

##### ④不動産取得税の減免制度の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則 4 %）を 3 %とする特例措置ならびに、宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置は延長すべきである。

##### ⑤J リート等の不動産取得税および登録免許税の課税標準の特例の拡充・延長

##### ⑥サービス付き高齢者住宅に関する固定資産税、不動産取得税の特例の延長

##### ⑦事業者が中古住宅を買取し、リフォームして再販する住宅に関する不動産取得税の非課税措置の創設

#### (2) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税の特例の恒久化

特定事業用資産の買換え等の特例措置は、企業の新規投資を後押しするものであり、恒久化すべきである。少なくとも、適用期限を延長すべきある。平成 24 年度改正において、買換え特例における事業所等の面積要件 300 m<sup>2</sup>が設けられたが、特に、都市部での利用を阻害していることから、撤廃すべきである。

#### (3) 中心市街地活性化、都市再生・再開発に資する税制措置の延長

地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを税制面から後押ししていく必要がある。そのため、以下に掲げる都市再生・再開発、地域活性化に資する税制措置を延長すべきである。

##### ①中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施するまちづくり会社に対する不動産取得税、固定資産税の減免

##### ②市街地再開発事業に係る割増償却特例や固定資産税減免の特例の延長

##### ③認定を受けた都市再生事業を行う民間事業者に対し、法人税、登録免許税、不動産取得税、

#### (4) 固定資産税に係る負担軽減

##### ①商業地に係る固定資産税の負担軽減を図るべき

平成 27 年は 3 年に一度の固定資産税の評価替えの年であり、赤字法人も固定的に係る固定資産税の負担軽減を図ることにより、わが国の立地競争力の強化を図るべきである。土地評価方法を見直すとともに、固定資産税の負担の適正化・均衡化を図るため、負担水準の上限(70%)を60%へ引き下げる等により、固定資産税が過度な負担にならないよう適切な措置を講じることが必要である。少なくとも、現行の商業地等に係る条例減額制度は、その適用期限を延長すべきである。

また、固定資産税は担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても、一律で課税されており、特に規模の小さい中小企業に相対的に過重な負担となっている。このため、中小企業に対する軽減税率を創設すべきである。

##### ②住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置(1/6特例)の延長

住宅所有者の負担軽減を図る観点から、住宅用地の固定資産税の負担を軽減する課税標準の特例措置(小規模宅地1/6、一般宅地1/3)については延長すべきである。

##### ③建物に係る固定資産税の評価方法の見直し

建物に係る固定資産税については、年数が経過しても評価額が下がらない等の問題点が指摘されており、現行の再建築価格方式を早急に見直すべきである。

#### (5) 訪日外国人向け免税店制度を簡素化し、共同免税カウンターの設置を認めるべき

訪日外国人向け免税店制度については、平成 26 年度税制改正で免税対象品目が大幅に拡充され、訪日外国人向けショッピング環境の充実が図られている。一方で、免税店においては、百貨店を除き、個店毎に免税カウンターの設置が義務付けられており、商店街や中小企業等での対応が難しいケースもある。観光振興の観点から、免税店の免税カウンターの設置義務を簡素化し、商店街や地域の観光地毎に共同の免税カウンター設置を認めることで、免税店の拡充を図るべきである。

#### (6) 資産の世代間移転を促進させる資産課税の見直し

わが国は、65 歳以上の高齢者が資産保有の 6 割を占めているなど、高齢者層に資産が偏っている。貯蓄率が高い高齢世代から、教育等の子育てや消費支出の多い現役世代への円滑な所得移転を促進することは、消費の活性化とともに、少子化対策にもつながる。

①教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の対象を、出産・育児・結婚費用等の少子化対策を目的とした費用に拡充したうえで、贈与税の非課税額上限(1,500万円)を引き上げるべき

②贈与税の基礎控除額(110万円)を大幅に拡充すべき

#### (7) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置の復活

平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしている。不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

## (8) 防災・減災に係る税制措置の創設

防災・減災の観点から、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。地震対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、災害時における事業継続に有効な免震・制振装置及び自家発電装置に対する設備投資減税の創設、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合の即時償却、改修等によって資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った措置を講じる必要がある。

また、空き家となった老朽住宅が放置され、防災上の問題となる事例が多発している。老朽家屋が撤去されない大きな理由として、更地にした場合の土地の固定資産税評価額の上昇や、相続税評価額の上昇が挙げられている。防災力の向上の観点から、市町村等の計画に基づく老朽家屋を除去した場合には、老朽家屋の除去後の土地（更地）に係る固定資産税および相続税評価の減免制度を創設すべきである。

## (9) 東日本大震災の被災地における税制措置の拡充

東日本大震災の復旧・復興に資するため、数次に亘る震災税制が実施され、復興特区では新規立地企業に法人税減免等の税制措置が実施されているが、福島県は、既存企業の流出や人口減少などによって、地域経済の疲弊が深刻さを増しており、福島再生を実現するために、特例的な思い切った税制措置が必要である。

今後の避難指示解除区域等の復旧・復興の拠点となる避難解除区域への事業再開に向けて、避難指示解除区域で事業を再開する際の法人税の減免措置（再投資準備金制度、機械・建物の特別償却）や、避難指示解除区域での資産を取得する際の固定資産税等の減免措置を創設すべきである。

## 2. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革

### (1) 地域の自主・自立に向けた地方行財政の構築を後押しする地方税改革

将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

地方分権改革のためには、まず、徹底した行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。

地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっており、地方税改革は喫緊の課題である。

### (2) 外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対【再掲】

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が8割にも達し、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人177万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

なお、全国知事会の要望（「法人実効税率見直しに関する提案」平成26年5月）においても、中小法人への外形標準課税への拡大については、慎重に検討すべきとの提言がなされている。

### （3）地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。平成26年度税制改正において、地方法人税の遍在是正のため、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の財源化とされたところであるが、国際競争力強化の観点から、地方法人二税を国に税源移譲し、法人課税は国として引き下げていくべきである。

地方財源の確保については、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、個人住民税や地方消費税等の地方税全体であり方を検討すべきである。

### （4）地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し

地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。現行の行革インセンティブ算定制度を大幅に拡充し、行財政改革の割合に応じた地方交付税の交付を行う制度へ変更すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

### （5）ふるさと納税の拡充

ふるさと納税は、東日本大震災発生時に被災地への寄付金が増加する等、納税者の自由意思による納税する自治体を選択する制度として定着してきている。総務省の調査によると、地方自治体による地域の情報発信の活発化や、地域の魅力を高める取り組みが促進される等、地域活性化に寄与している。また、地域の特産品等の発送による地域資源のPRや、地域経済への好影響も期待できる。地域活性化に寄与するふるさと納税制度は拡充すべきである。

### （6）法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の用途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

### （7）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

## VI. 納税環境整備の充実

### 1. 中小企業の納税負担軽減措置の創設・手続きの簡素化

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき納税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ①中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである。
- ②「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである。
- ③納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署の窓口において受け付けるべきである。
- ④国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである。
  - e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。  
上記が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること。
    - (ア) e-Tax（国税）について、税額控除制度を復活し、恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。
    - (イ) eLTAX（地方税）について、税額控除制度を創設すること。
  - 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
  - 本社や本店所在地の自治体における一括納付手続き等を可能とすること。
  - 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。
  - 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
  - 国・地方の法人税の申告手続きを一元化できるようにすること。
  - 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。
  - 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。
  - 連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。
  - 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。
  - 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- ⑤法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化が必要である。
- ⑥消費税の基準期間の見直しを検討すべきである。

### 2. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成 25 年 1 月より 2.1%の復興特別所得税が 25 年にわたって課されているが、源泉徴収にあたって 1 円単位の源泉徴収額が発生し、現場では既に混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減が必要である。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を強いるとともに、



計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきある。

### **3. 社会保障・税番号導入時の納税協力負担を軽減すべき**

社会保障・税番号は、複数機関で管理されている個人情報の名寄せや共有化を可能とし、適正な社会保障政策の実施や行政効率化に向けて不可欠な社会インフラである。

社会保障・税番号が導入されると、源泉徴収等の法定帳票に従業員等の番号を記載するなど、各種申告事務で事業者に新たな納税事務負担が発生する。社会保障・税番号導入にあたっては、行政システムの再構築や業務の刷新を図るとともに、国税・地方税の一括納付や、地方自治体の帳票の一元化、地方税の電子データの受け渡し等の具体的な導入メリットを検討し、事業者に対する納税協力負担の軽減策を同時に示す必要がある。

また、社会保障給付の重点化や、消費税引き上げに伴う低所得者対策を行うためには、事務負担・コスト等を考慮しつつ、株式や債券、投資信託等の配当所得および譲渡所得等や不動産所得を把握できる仕組みとすることが必要である。

### **4. 不納付加算税の軽減**

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員との給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき納税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中であっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、次の対策を講じるべきである。

- ①給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする。
- ②不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する。

### **5. 租税教育の充実**

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。租税教育を学校教育へ導入し、次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

### **6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充**

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されているところである。今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

平時においても商工会議所は、多様な主体と連携し地域の中核として中小企業・小規模事業者の振興や、地域の再生・活性化に取り組んでおり、地域に果たすべき役割と期待は大きい。商工会議所など、特別法に基づき設立された特に公益性の高い非営利法人については、地域における公益的な活動をさらに促進するため、特定公益増進法人以上の寄附金の制度とすべきである。

## **経済活動・国民生活に資する税制**

### **1. 所得税関係**

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 二世帯・三世帯同居促進に向けた住宅減税を図ること。
- (3) 所得控除の適用を受ける小規模企業共済制度の対象となる小規模企業者の範囲を拡充すること。

### **2. 法人税関係**

- (1) 事業引き継ぎ促進の観点から、事業関連性要件等の適格合併要件を緩和すること。
- (2) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (3) 企業会計上費用とみなされる貸倒引当金や電話加入権等の損金算入を認めること。
- (4) 新規事業に取り組む若手経営者を後押しする法人税の優遇税制を検討すること。

### **3. 地方税関係**

- (1) 自動車取得税の廃止までエコカー減税を延長・拡充すること。
- (2) グリーン化特例の拡充等、自動車税・軽自動車税を軽減する措置を講じること。
- (3) 地方税について、欠損金の繰戻還付制度の創設を検討すること。
- (4) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資額を控除する措置を講じること。
- (5) 土壌汚染された土地に対する固定資産税等を減免する措置を講じること。
- (6) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (7) 現行、償却期間が2年とされている金型について、即時償却を認めること。
- (8) 固定資産を修繕した場合の費用計上可能額を拡大すること。
- (9) 長年にわたって地域に貢献している老舗企業に対する地方税の軽減を検討すること。
- (10) 基礎的な先端研究や、国際的な知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

### **4. 相続税・贈与税関係**

- (1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の期日要件を「贈与を受けた翌年3月15日」から「贈与を受けた翌年末」までに延長すること。
- (2) 相続時精算課税制度において、相続時の評価額が贈与時の評価額を下回った場合に、相続時の評価額を相続税評価とすること。

### **5. その他**

- (1) 消費税の仕入税額控除制度における95%ルールを復活すること。
- (2) 小規模事業者の事業承継の円滑化を図るため、配偶者・子への事業譲渡時に支給される小規模企業共済金について、第三者への事業譲渡時の金額と同一とすること。
- (3) エコカー減税の拡充等、自動車重量税の軽減措置を図ること。
- (4) バリアフリー車両に係る特例措置を延長すること。

以上